

入札公告

当機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第11条の規定に基づき、以下の一般競争入札を公告します。

2025年9月8日

独立行政法人国際協力機構
駒ヶ根青年海外協力隊訓練所
所長 横田 隆浩

1. 調達内容

- (1) 業務名称：駒ヶ根青年海外協力隊訓練所 機械設備改修工事に係る監理業務
- (2) 選定方法：一般競争入札（最低価格落札方式）
- (3) 仕様・数量：入札説明書による。
- (4) 履行期間（予定）：2025年10月中旬から2027年3月末まで。
- (5) その他：本調達は、令和7年度（2025年）から令和8年度（2026年）までの国庫債務負担行為に係る調達案件となる。

2. 競争参加資格

- (1) 当機構の契約事務取扱細則第4条に該当しないこと。
- (2) 国土交通省関東地方整備局又は中部地方整備局における工事種別「建築関係建設コンサルタント業務」の令和7・8年度競争参加資格の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (4) 国土交通省関東地方整備局又は中部地方整備局圏内に本社若しくは支店を有すること。
- (5) 過去10年以内に、元請けとし建設業法に規定する建設工事の業種「電気工事」及び「管工事」の監理業務を請負った実績を1件以上有すること（新築・修繕・改修いずれも可とする）。（いずれも契約書（写）等で受注実績の確認できるものを提出すること）
- (6) 次の資格を有する管理技術者ⁱ及び主たる分担業務分野ⁱⁱ（設備（電気・機械）総合。以下「設備分野」という。）の主任担当技術者ⁱⁱⁱを本業務にそれぞれ1名配置

できること。また配置する管理技術者及び設備分野の主任担当技術者は、競争参加資格確認申請書提出日において競争参加資格確認申請者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があり、雇用期間が3か月以上経過している者であること

(ア) 管理技術者

- ・ 一級建築士であること。
- ・ 競争参加資格確認申請書提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。(ただし、建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。)

(イ) 主任担当技術者

- ・ 一級建築士又は建築設備士であること。
- ・ 競争参加資格確認申請書提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。(ただし、建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。)

(7) 管理技術者は、記載を求める主任担当技術者を兼任しないこと。また、記載を求める主任担当技術者についても、記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任しないこと。

(8) 管理技術者及び記載を求める主任担当技術者の手持ち業務(本業務を含まず特定後、未契約の業務を含む。)が原則として5件以下であること。

(9) 管理技術者及び記載を求める主任担当技術者は、公告日から過去 10 年間に契約履行が完了した同種又は類似業務に携わった実績が1件以上あること。

(ア) 同種業務

鉄筋コンクリート、鉄骨・鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延床面積 1,000 m²以上の建築物の工事の監理業務(新築・修繕・改修いずれも可とする。)

(イ) 類似業務

鉄筋コンクリート、鉄骨・鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延床面積 500 m²以上の建築物の工事の設計・監理業務(新築・修繕・改修いずれも可とする。)

(10) 監理業務の委託者選定及び改修工事の施工者選定に係る組織と資本面又は人事面において関係がない者であること。

(11) 「JICA 駒ヶ根機械設備改修工事に係る設計業務」を行った入札参加者については、設計業務における管理技術者とは別の者を管理技術者とする。

(12) 共同企業体・再委託

- (ア) 共同企業体：認めない。

(イ) 再委託：認めない。

3. 契約条項

入札説明書 第4 契約書（案）のとおり。

4. 入札執行の日時及び場所

(1) 日時：2025 年 10 月 14 日（火）午後 3 時 00 分

(2) 場所：長野県駒ヶ根市赤穂 15 番地

独立行政法人国際協力機構

駒ヶ根青年海外協力隊訓練所 A 会議室

5. その他

入札説明書のとおり。

以 上

ⁱ 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

ⁱⁱ 分担業務分野の分類は下記による。「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」（電気・機械）とは建築物の設備に関する設計をいう。なお、下表の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業務内容
総合	令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構造	同上「構造」
電気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

ⁱⁱⁱ 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。